



今後のせたがやの道づくりをすすめるため せたがや道づくりプラン(素案)に ご意見・ご提案をお寄せください

道路計画課 ☎ 6432-7935 FAX 6432-7991



▲令和3年(2021年)3月に完成した都市計画道路補助第49号線(I期)(玉川2丁目8番先)

道路は、人や自動車が移動するためだけでなく、街並みの形成、ライフライン施設の収容、消防活動の空間などの多様な機能を担っており、あらゆる人が利用する最も基本的な社会基盤です。

少子高齢化社会の現在、今まで以上に安全で利用しやすい道路環境の整備が必要です。また、首都直下地震の発生も想定されているなか、防災・減災に直結する道づくりは、区が重点的に取り組んでいる施策の一つです。

このたび、今後15年間の道路整備の方向性を示す「せたがや道づくりプラン(素案)」を取りまとめました。ぜひ、皆さんからの幅広いご意見をお待ちしています。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

区では、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針として「せたがや道づくりプラン」を平成26年(2014年)3月に策定し、計画的に道路整備を進めてきました。

策定から10年以上が経過し、道路整備の状況や課題を改めて捉えるとともに、災害対策、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化への対応のために、「せたがや道づくりプラン」の改定に取り組んでいます。

改定にあたり、令和6年(2024年)9月に、道路や交通環境に対する区民アンケートを実施し、令和7年(2025年)2月には、せたがや道づくりプラン(素案)に対する区民意見募集を実施しました。それらの結果を踏まえ、新たな「せたがや道づくりプラン(素案)」を取りまとめました。

せたがや道づくりプランの計画期間

計画期間を令和22年度(2040年度)までの15年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間年次において、必要な見直しを行います。

せたがや道づくりプランの構成

- 道づくりプランの概要
- 区の道路整備について
- 社会情勢と都市環境の変化
- 道づくりの方針
- 主要生活道路等の必要性等の検証
- 特殊街路の必要性の検証
- 区施行の優先整備路線等の選定
- 地先道路の整備方針
- 今後の道づくりに向けた取組み

道路の分類

道づくりプランでは、区内の道路を幅員や機能に基づき「幹線道路」「地区幹線道路」「主要生活道路」「地先道路」の4種類に分類しています。区は、これら4種類の道路を適切に配置して整備することで、区民生活を支える機能的な道路ネットワークの形成を目指します。

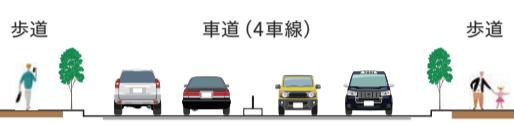
幅の広い道路

(幹線道路、地区幹線道路、主要生活道路)

歩道と車道が分かれており、道路の幅が10m以上ある道路です。多くの自動車が通行し、バス路線の主な経路にもなっています。道路の役割などによって、幅の広いものから順に幹線道路、地区幹線道路、主要生活道路と位置付けます。

幹線道路

環七通り、環八通り、甲州街道など



地区幹線道路

世田谷通り、淡島通り、駒沢通りなど



主要生活道路

西福寺通り、城山通り、赤堤通りなど



住まいに面している道路

(地先道路)

多くの住宅に面し、日常生活を営む上で最も基本となる、幅が6m程度の道路です。住宅から幅の広い道路までを結びます。



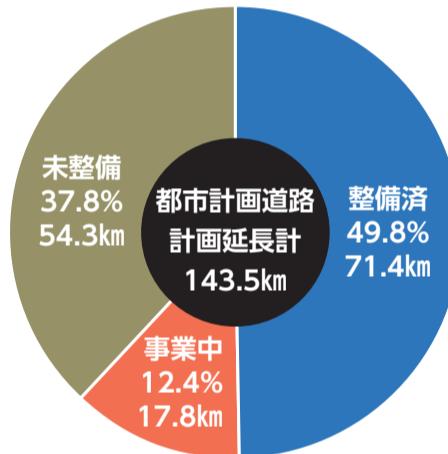
歩車道が分離されていない



道路整備の現状

世田谷区の都市計画道路※の整備率は約5割にとどまっており、整備率は低い状況です。

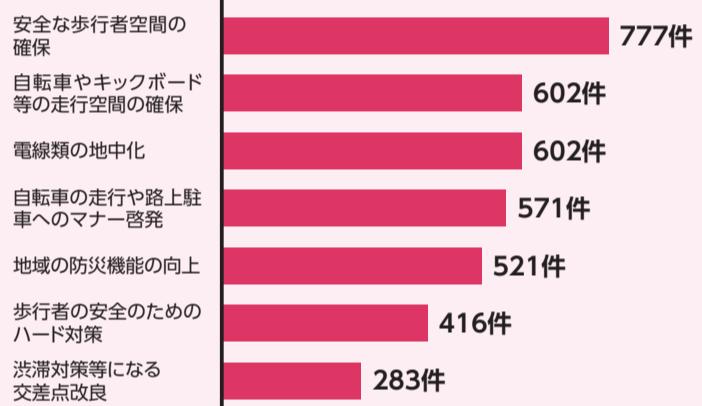
道路ネットワークが不十分なことや狭い道路が多いことで、公共交通機関の利用しにくい地域が存在するほか、歩行者や自転車利用者の安全が確保されないなど、区民の日常生活に様々な影響を及ぼしています。また、防災面でも、延焼遮断帯の形成の遅れなどの問題があります。



▲区内の都市計画道路の整備状況

※都市計画道路とは、都市計画法に基づき、位置や幅員、延長などを定めた道路です。

道路整備を進める上で、重点化してほしい事項は?

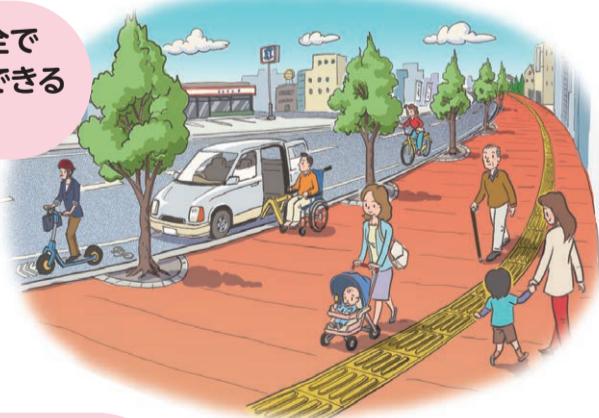


▲区民アンケート調査結果(抜粋)(令和6年(2024年)9月実施)

道づくりの方針

道路整備が進んでいないことによる問題や、道路整備をとりまく社会情勢・都市環境の変化を踏まえ、道路整備を進める上で重視すべき点を「道づくりの方針」として定めました。

1 だれもが安全で快適に移動できる道づくり



2 災害から区民の命と街を守る道づくり



3 住みよい環境を支える道づくり



4 街づくりと連携した道づくり



主要生活道路の必要性の検証

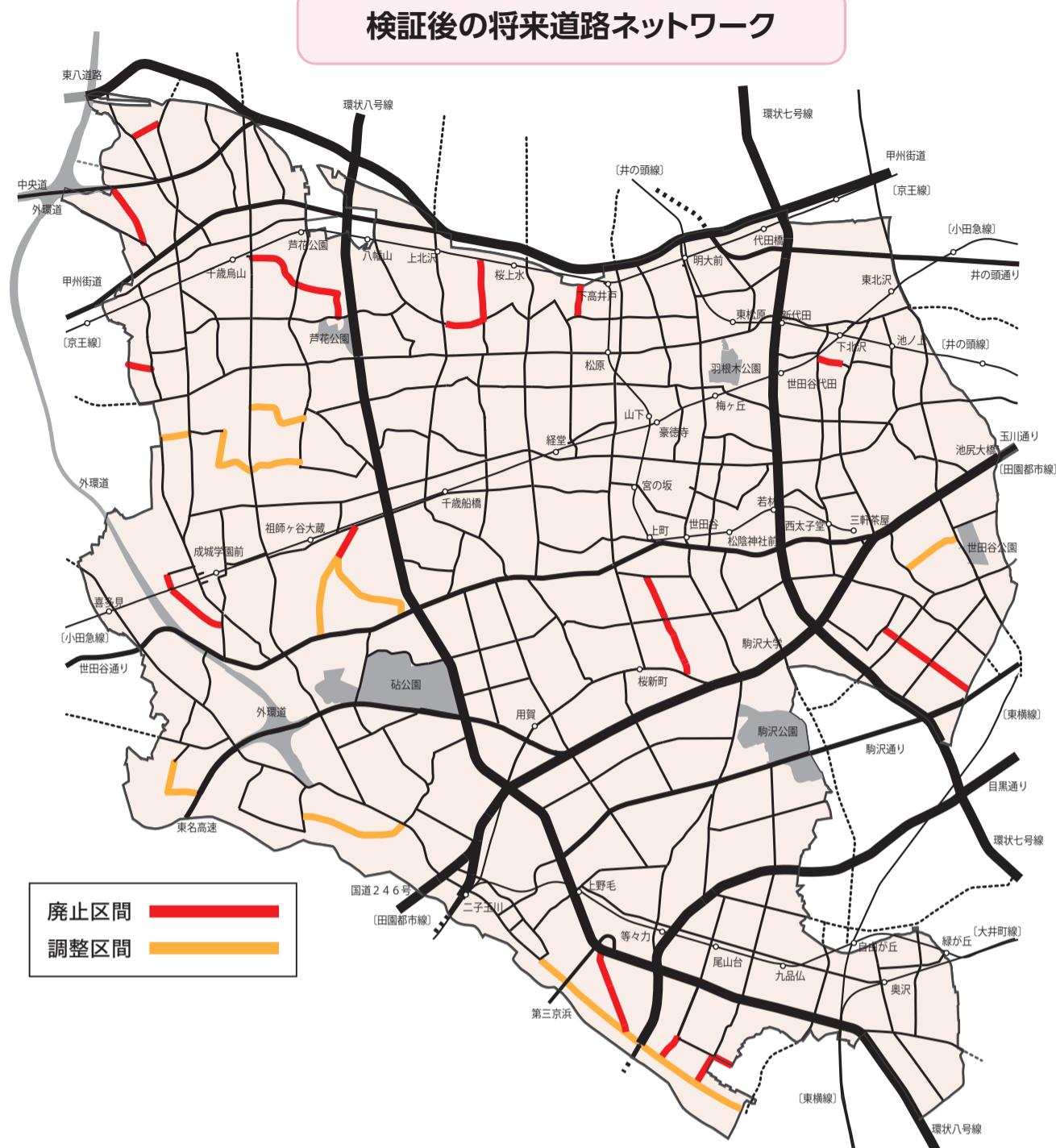
主要生活道路は、昭和60年(1985年)に区が策定した幅員10~13m程度の計画道路であり、地区内の交通処理や、幹線道路等を補完する機能がある道路として計画しています。

これまで、希望丘通りや若林公園通り等を整備した結果、地域の交通安全の確保や消防活動困難区域の解消等の効果が生まれました。

一方で、整備に至っていない路線も全体の約6割(約63km)を占めており、全路線の整備には相当の期間が必要です。そのため、道づくりプランの改定にあわせ、主要生活道路としての拡幅整備の必要性などを改めて検証しました。

検証の結果、必要性が確認されなかった区間や、課題が大きく整備が困難な区間は「廃止区間」として位置付け、道づくりプランの策定をもって、主要生活道路としての位置付けを外します。

また、都市計画公園・緑地の周辺等に位置する区間や、地域の街づくり等と合わせて検討する区間は「調整区間」として位置付け、道路ネットワークの在り方について、引き続き検討を行います。



※都市計画道路(幹線街路)については、東京都、特別区及び26市2町で取りまとめた「東京における都市計画道路の整備方針(案)」において必要性を検証しています。

詳細は後記「東京における都市計画道路の整備方針(案)についてご意見等を募集しています」をご覧ください。

東京における都市計画道路の整備方針(案)について ご意見等を募集しています

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針(事業化計画)」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」は、令和7年度までの計画としており、新たな整備方針の策定に向け、令和7年7月に中間のまとめを公表し、皆さんからのご意見を参考に検討を進めてきました。

このたび、「東京における都市計画道路の整備方針(案)」として取りまとめましたので、お知らせします。

閲覧場所／都民情報ルーム(新宿区西新宿2-8-1)、区道路計画課、
区政情報センター、総合支所区政情報コーナー
※都のホームページ(二次元コード)からもご覧になれます。

提出方法／都のホームページ、問①へ郵送・FAX・メール・持参
1月30日(消印)まで

問①東京都都市整備局街路計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

☎03-5388-3379 FAX03-5388-1354

✉S0000179@section.metro.tokyo.jp

②区道路計画課 ☎6432-7935 FAX6432-7991



【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

①宛名用紙を
切り取ります
②紙を封筒※の
裏面に貼り付けて
封筒を作成できます
③洋2・角8封筒
で差し出します

- この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14~23.5cm、短辺9~12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかりと貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。
- 本計画(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。
- 切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

これは区の「せたがや道づくりプラン(素案)」専用です

「せたがや道づくりプラン(素案)」と 「東京における都市計画道路の整備方針(案)」についてのパネル展示

日 1月8日(木)~1月14日(水)午前9時~午後8時(最終日は午後5時まで)

場 区役所東棟MB1階(半地下階)ホール

問 道路計画課 ☎6432-7935 FAX6432-7991

区が整備を行う優先整備路線等

道づくりの方針に基づき、区が計画期間内に優先的に着手すべき路線を「優先整備路線」として選定しました。また、優先整備路線の着手状況や、地域の街づくりの状況等も踏まえながら着手に向けて取り組む路線を「準優先整備路線」として位置付けました。

なお、位置付けを行わなかった区間についても、連続立体交差事業や他の基盤整備事業が具体化した場合などにより優先性が上がった場合は、着手を検討します。

※東京都が施行する優先整備路線についても参考にお示ししています。

詳細は3面「東京における都市計画道路の整備方針（案）についてご意見等を募集しています」をご覧ください。

優先整備路線等の位置図



都市計画道路（幹線街路・区画街路）

優先整備路線

番号	路線	位置
①	補助第54号線(松原)	松原四～六丁目
②	補助第154号線	松原二～五丁目
③	補助第216号線	北烏山一丁目～南烏山四丁目
④	世田谷区画街路第7号線	上野毛二～三丁目
⑤	世田谷区画街路第11号線	成城学園前駅
⑥	世田谷区画街路第12号線	成城学園前駅

主要生活道路

優先整備路線

番号	路線	位置
⑨	主要生活道路122号線	給田一～三丁目
⑩	主要生活道路127号線	太子堂四丁目～若林二丁目
⑪	主要生活道路229号線	若林四～五丁目
⑫	主要生活道路232号線	深沢八丁目

準優先整備路線

番号	路線	位置
⑬	主要生活道路127号線	太子堂五丁目～若林二丁目
⑭	主要生活道路309号線	粕谷一～三丁目

優先整備路線
準優先整備路線
【参考】優先整備路線(都施行) ●●●●●

※各番号は、優先順位を示すものではありません。

せたがや道づくりプラン（素案）にご意見・ご提案をお寄せください



区民意見提出手続（パブリックコメント）とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

区HP 22553



いただいたご意見は、計画の修正に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに5月頃に公表する予定です（住所・氏名等は公表しません）。

素案閲覧場所 区HP（二次元コード）、道路計画課、総合支所街づくり課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者 次のいずれかに該当する方

- ①区内在住・在勤・在学者
- ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
- ③その他本計画（素案）に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法

- 区HPから
 - 道路計画課（☎6432-7935 FAX6432-7991）へ書面（書式自由）を郵送・FAX・持参
- ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、道路計画課へご相談ください。

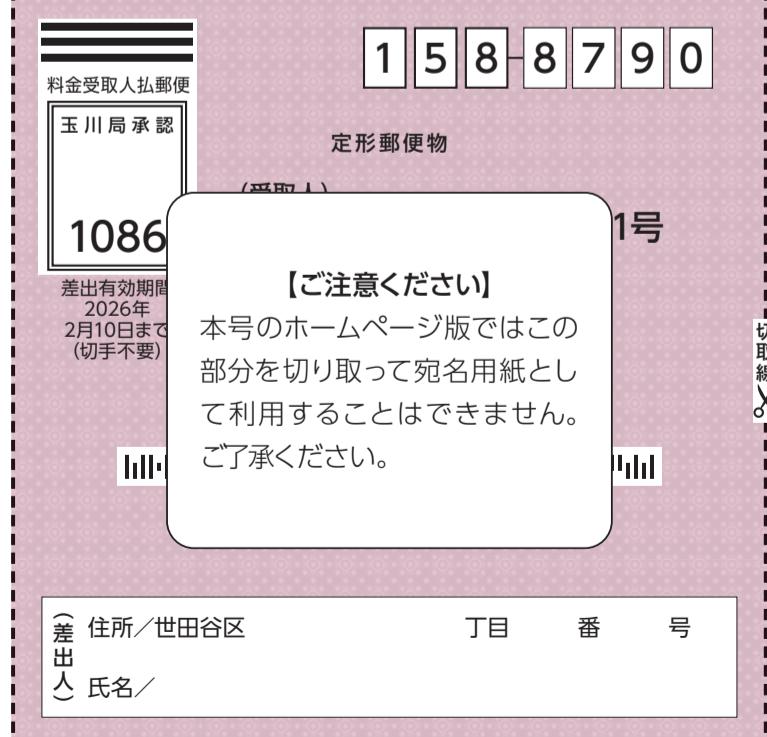
記入事項

- ①ご意見・ご提案
- ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称
- ③氏名
- ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限 2月9日（必着）

スケジュール (予定)	1～2月	素案の公表・意見募集（2月9日まで）
	5月	素案に対する意見の公表
	6月	策定・公表

郵送提出用 宛名用紙



これは区の「せたがや道づくりプラン（素案）」専用です